

（ 令 8 . 1 0 . 2 0
デ 5 - 2 ）

説 明 資 料

〔税務手続のデジタル化・事業者のデジタル化〕

令和 8 年10月20日（火）

国 税 庁

目 次

(ページ)

1. 総論	3
2. 個別の取組	
(1) マイナポータル連携	7
(2) 法人税申告のALL e-Tax	11
(3) デジタルインボイス(Peppol)	14

1. 総論

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➡ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。

税務行政の将来像

税務手続のあるべき姿の実現

日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会

納税者の利便性の向上 ＜“納税者目線”の徹底＞

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

申請等の簡便化／
自己情報のオンライン確認

検索性向上／相談の高度化

課税・徴収事務の効率化・高度化 ＜“データの活用”の徹底＞

課税・徴収の効率化・高度化
（AI・データ分析の活用）
（オンラインツール等の活用）

関係機関への照会等のデジタル化

税務データの学術研究目的活用
※「課税・徴収事務」以外の税務データ活用

組織としてのパフォーマンスを最大化

特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化

租税回避

富裕層の適正課税

消費税の適正課税

大口・悪質事案

事業者のデジタル化促進

デジタル関係施策の周知・広報

他省庁との連携・協力

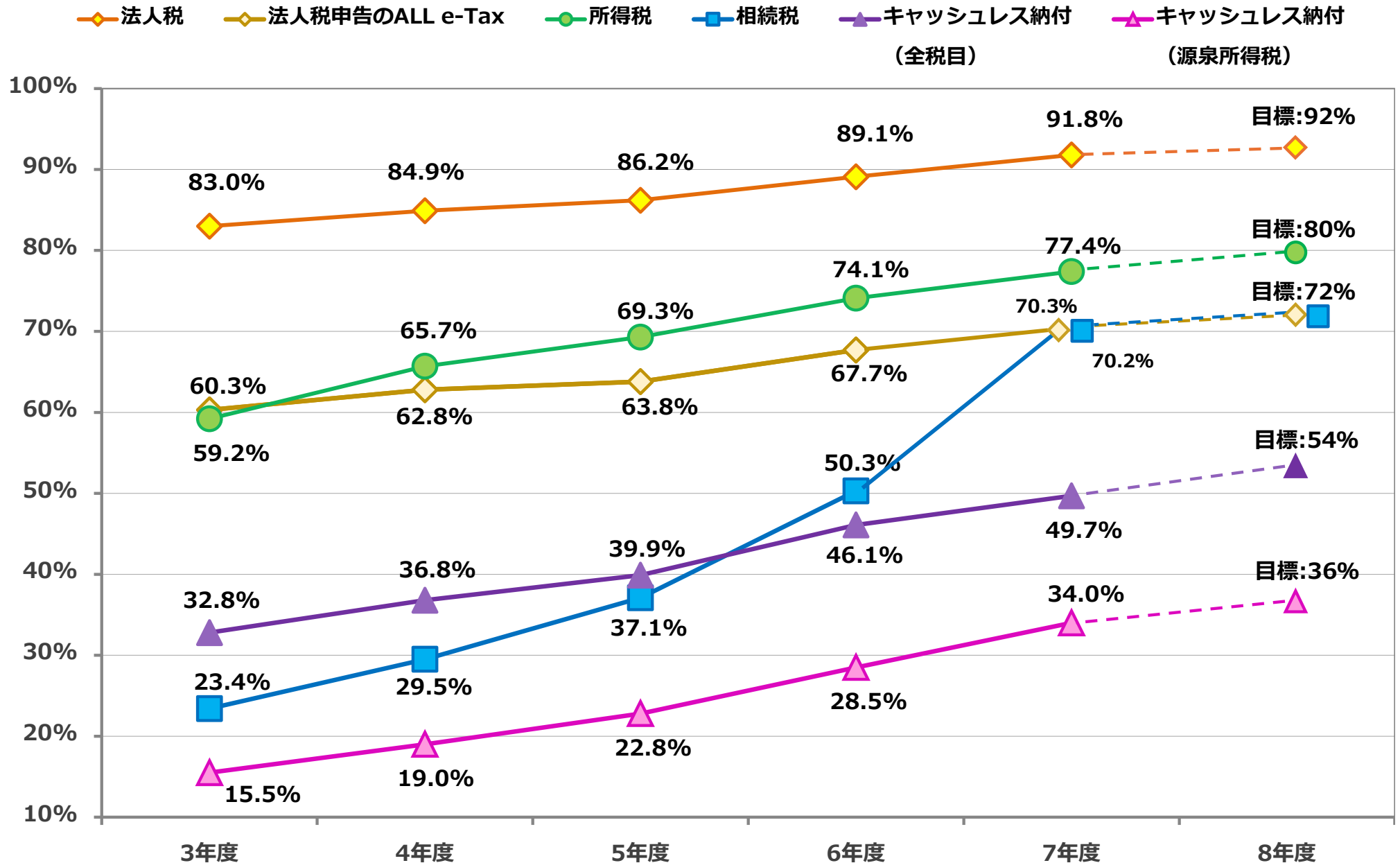
関係団体等との連携・協力

「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

e-Tax利用率の推移

◆ 国税庁では、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用率の目標を定め、利用拡大に取り組んでいます。



国税庁におけるA I の活用

◆ 予測AIの活用

既知のデータを基にした、将来の数値や状態に関する未知の事象の予測、機械学習、ロジカルな作業に強みがあり、申告漏れの可能性が高い納税者の判定等に活用しています。

◆ 生成AIの活用

新しいコンテンツ(文書・画像など)の生成、会話機能などに強みがあります。

令和7年12月に「AI基本計画」が閣議決定され、政府の業務において生成AI等を適切に利活用し、業務の質の向上及び効率化を推進することとされました。

国税庁においても、AIに関する最新の技術を活用し、職員の業務効率化や課税・徴収事務の効率化・高度化、納税者サービスの向上を積極的・計画的に推進するほか、生成AIの業務利用に関する職員全体の意識・スキルの底上げを図ります。

取組に当たっては、セキュリティやハルシネーションなどのリスクに十分留意していきます。

AI

予測AI

見通す力

課税・徴収事務の効率化・高度化

予測AI(分類モデル)のイメージ

①学習(既知の事象)



問題あり

既知のデータから、問題ある納税者を判別するAIを作成

②予測(未知の事象)



予測AI

AIが未知のデータに対するリスクを予測

③職員の判断

納税者	リスク
A	高
B	中
C	低



統括官等

AIの予測結果と各種情報から職員が調査対象を判断

ユースケース

- 申告漏れの可能性が高い納税者の判定
- 多様な観点に特化した予測モデルを構築
- 滞納者への催告の電話がつながりやすい曜日や時間帯を予測

生成AI

生み出す力

職員の業務効率化



何かお手伝いできることはありますか？

生成AI利用環境を整備

ユースケース(例)

- データ加工
- 翻訳
- 文書作成・要約
- 情報収集・分析

➢ 令和8年度中に、デジタル庁の『源内』の資材を活用した国税庁独自の生成AI利用環境を構築し、効率化を検討

課税・徴収事務の効率化・高度化

- 今後、国税庁独自の生成AI利用環境を通じた効率化策を検討
- 生成AIを活用し、滞納者との接触実績を要約する取組を推進

納税者サービス向上



➢ 生成AIを活用して、納税者が税に関する情報にアクセスしやすい環境を整備できないか検討

あわせて、生成AIの業務利用に関する職員全体の意識・スキルの底上げを図る。

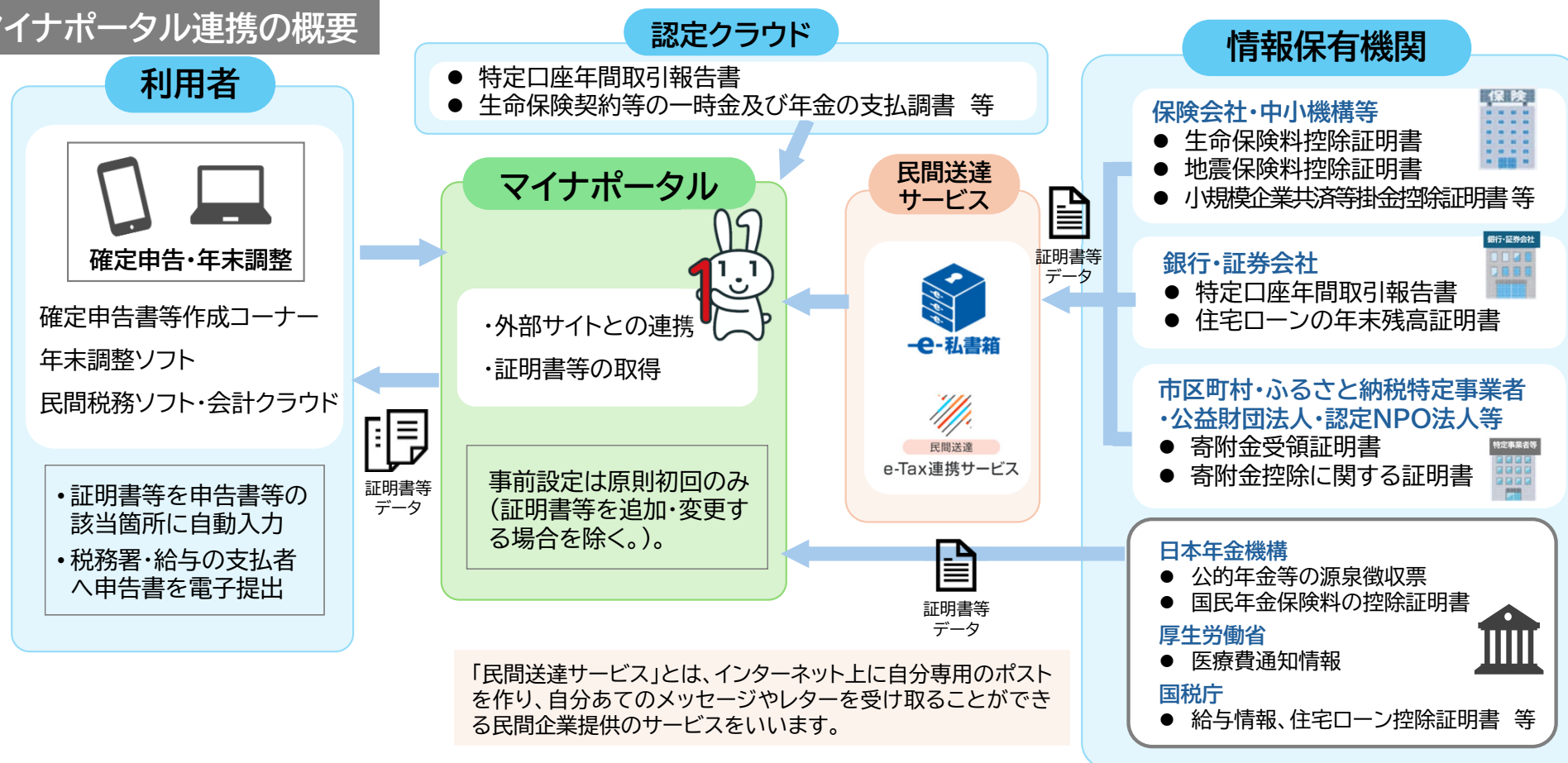
2. 個別の取組

(1) マイナポータル連携

マイナポータル連携の概要

- ◆ マイナポータル連携は、所得税の申告・年末調整手続きに必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を一括取得し、申告書等の該当項目へ自動入力することにより、数回の操作で手続きが完了する仕組み。納税者の利便性向上の観点から、対象となる情報の拡大や機能改善に取り組んでいる。
- ◆ 利用者は、各種控除証明書等の情報を申告書の該当項目へ自動入力することができるため、入力作業の削減や入力誤りの防止のほか、控除証明書などの書類の管理・保管が不要となる。国税当局では、紙の添付書類の確認が不要となるなど事務の効率化が図られる。

マイナポータル連携の概要



(注) マイナポータル連携の対象となる各種控除証明書等の詳細は、国税庁ホームページに掲載

マイナポータル連携の利用拡大に伴う効果

マイナポータル連携の利用拡大に伴う効果は、それぞれ相互に関連する次の3点。

- ① マイナンバーカードの利活用による行政コスト削減とデジタル化の進展による社会全体の生産性向上
- ② 納税者の利便性向上による自発的な納税義務の履行
- ③ 自宅からのe-Taxの利用拡大による国税当局の事務の効率化と申告内容の正確性の確保

行政コスト削減・社会全体の生産性向上

- マイナポータル連携の利用を契機としたマイナンバーカード利活用の促進と行政コストの削減
- オンライン手続の浸透と業務のデジタル化促進に伴う社会全体の生産性向上

納税者の利便性向上

- 年末調整や確定申告手続における納税者の利便性向上を図ることで、自発的な納税義務の履行を確保

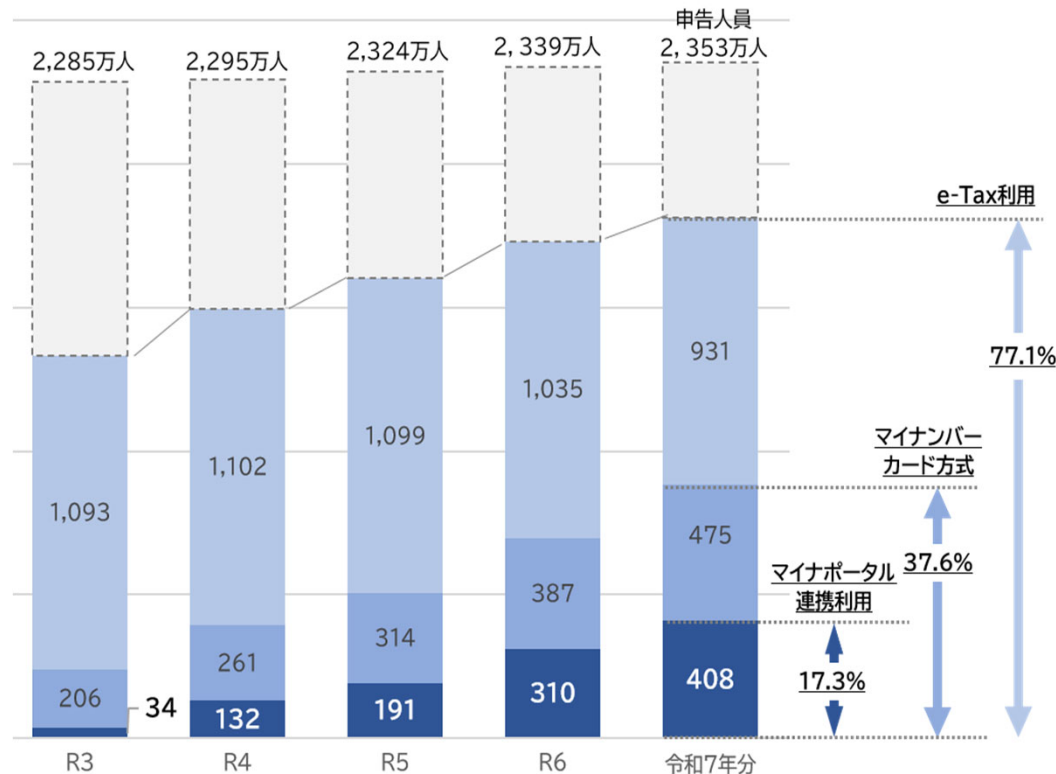
国税における事務の効率化

- 確定申告手続がより簡単になり、自宅からのe-Tax利用件数が増えることで、相談事務などが効率化
- 正しい内容の各種控除証明書や収入に係る情報に基づく申告書が提出されることにより、入力・審査事務や是正処理に係る事務が効率化

マイナポータル連携の利用状況と課題

- ◆ 直近の令和7年分所得税・復興特別所得税の確定申告について、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用したものは、全体の77.1%と、4人に3人はe-Taxを利用。
- ◆ 他方、マイナンバーカードの人口に対する保有率が8割を超えている中、マイナポータル連携の利用は確定申告者の17.3%にとどまっており、拡大の余地は大きい。

令和7年分 所得税確定申告の状況



Q「マイナポータル連携を利用しなかった理由」 (主な回答)

- ▶ マイナポータル連携を知らなかった …26.0%
- ▶ 書面申告のため利用機会がなかった…22.1%
- ▶ 事前準備などの方法が分からなかった …18.3%
- ▶ 事前準備が難しい・時間を要した …14.7%
- ▶ その他(取得したい情報が連携対象外 など)

課題

- ・ マイナポータル連携とそのメリットが十分認識されていない
- ・ 事前準備についての案内が不十分
- ・ 事前準備の手間・負担感
- ・ 連携対象となる情報が不足

【参考】マイナポータル連携の対象(令和8年9月時点)

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書
- ・ 生命保険契約等の一時金・年金
- ・ 損害保険契約等の満期返戻金等・年金

控除関係

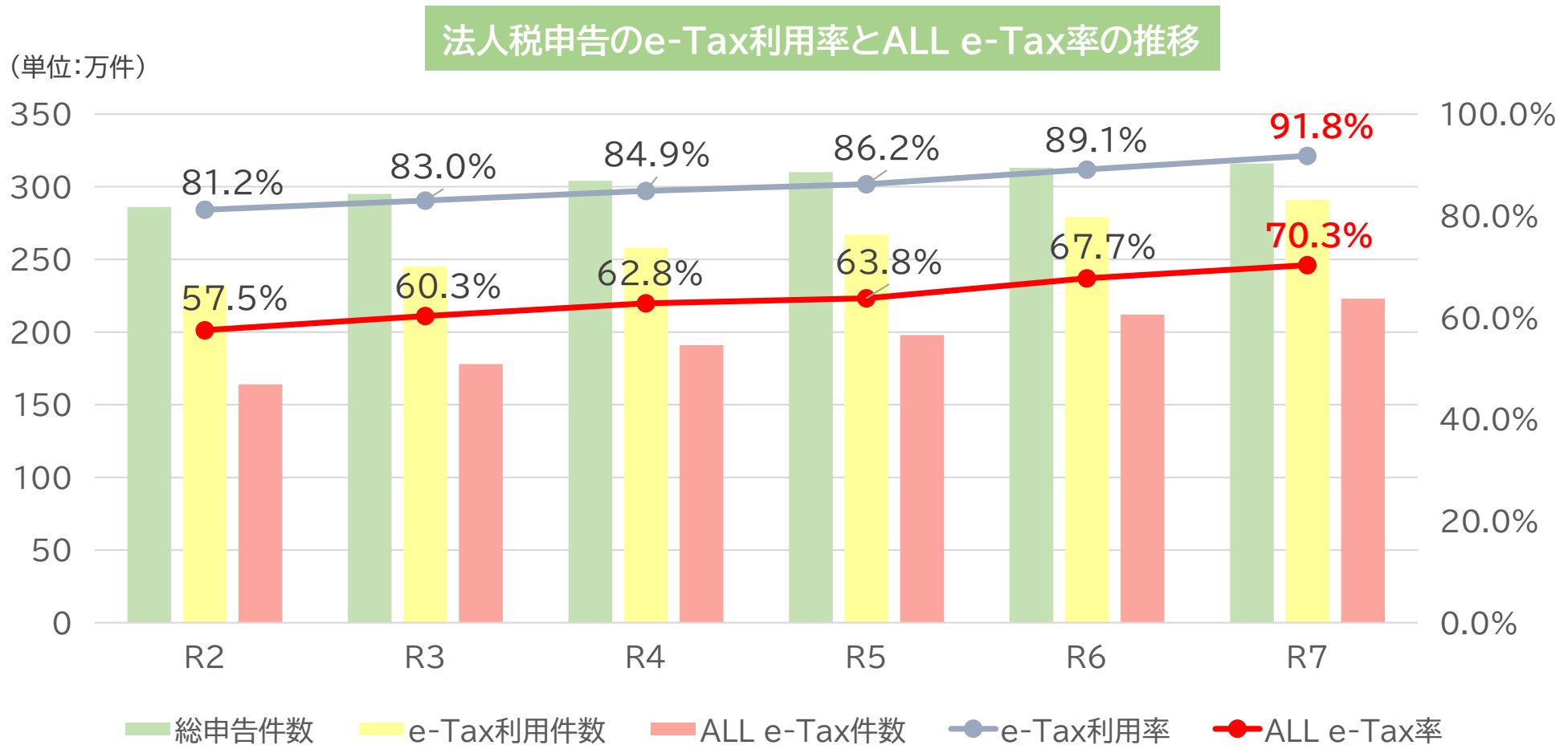
- ・ 医療費
- ・ ふるさと納税
- ・ 寄附金(ふるさと納税以外)の一部
- ・ 社会保険料(国民年金保険料 等)
- ・ 生命保険料・地震保険料
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除証明書 など

2. 個別の取組

(2) 法人税申告のALL e-Tax

法人税申告のALL e-Taxについて

- 国税庁では、納税者や税理士の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人税申告書本体だけでなく、添付書類(財務諸表や勘定科目内訳明細書等)を含めたe-Tax(ALL e-Tax)を推進。
- 令和7年度における法人税申告のe-Tax利用率は9割を超えているものの、ALL e-Tax率は約7割にとどまっている(別送書類がある申告は約61万件)。



※ 令和7年度は、速報値である。確定値は、令和8年10月頃、e-Taxホームページで公表予定。

ALL e-Taxの課題について

- e-Taxで申告をしているが、ALL e-Taxではない法人は、その9割以上が添付書類のうち財務諸表を書面で提出しており、更なる利用拡大のためには財務諸表データの送信が課題。
- 国税庁では、税理士に対するALL e-Taxの利用勧奨に積極的に取り組んでおり、財務諸表データの送信方法等について説明するとともに、これらの情報をe-Taxホームページで公開するなど、周知広報を行ってる。

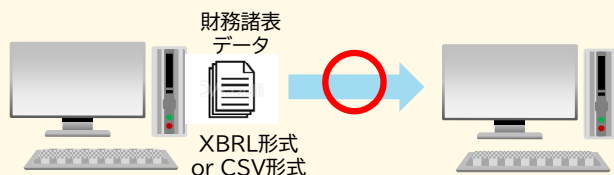
<法人が財務諸表を書面で提出する理由>

- ◆ 会計ソフトでは、財務諸表データをe-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式、CSV形式)に変換する機能が実装されていない場合がある。
- ◆ また、税務(申告)ソフトについても、各ソフトベンダーの経営上の判断から、他社の会計ソフトで作成された財務諸表データを取り込む機能が実装されていない場合がある。
- ◆ 税務(申告)ソフトを使用して財務諸表データを送信するに当たり、会計ソフトと税務(申告)ソフトのベンダーが同一の場合又は両ソフトに互換性がある場合は、問題は生じない(下図のパターン①)。
- ◆ 一方、互換性がない場合は、国税庁が提供する標準フォームにより、e-Taxで受付可能なCSV形式の財務諸表データを作成する必要があり、勘定科目の設定等の作業^(注)が必要となる(下図のパターン②)。

(注) 会計ソフトで作成した財務諸表データにおいて、法人独自の勘定科目が設定されているなど、標準フォームに該当する勘定科目が存在しない場合には、類似する勘定科目に振り替える、又は標準フォームに新たに勘定科目を設定する作業

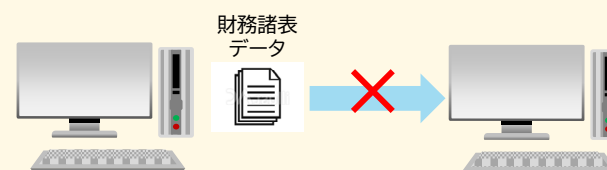
財務諸表データの送信方法

パターン① 会計ソフトと税務(申告)ソフトが同一の場合 又は両ソフトに互換性がある場合



税務(申告)ソフトからe-Taxで送信

パターン② 会計ソフトと税務(申告)ソフトが同一ではなく 両ソフトに互換性がない場合



国税庁が提供する標準フォームでCSV形式の財務諸表データを作成後、税務(申告)ソフトからe-Taxで送信

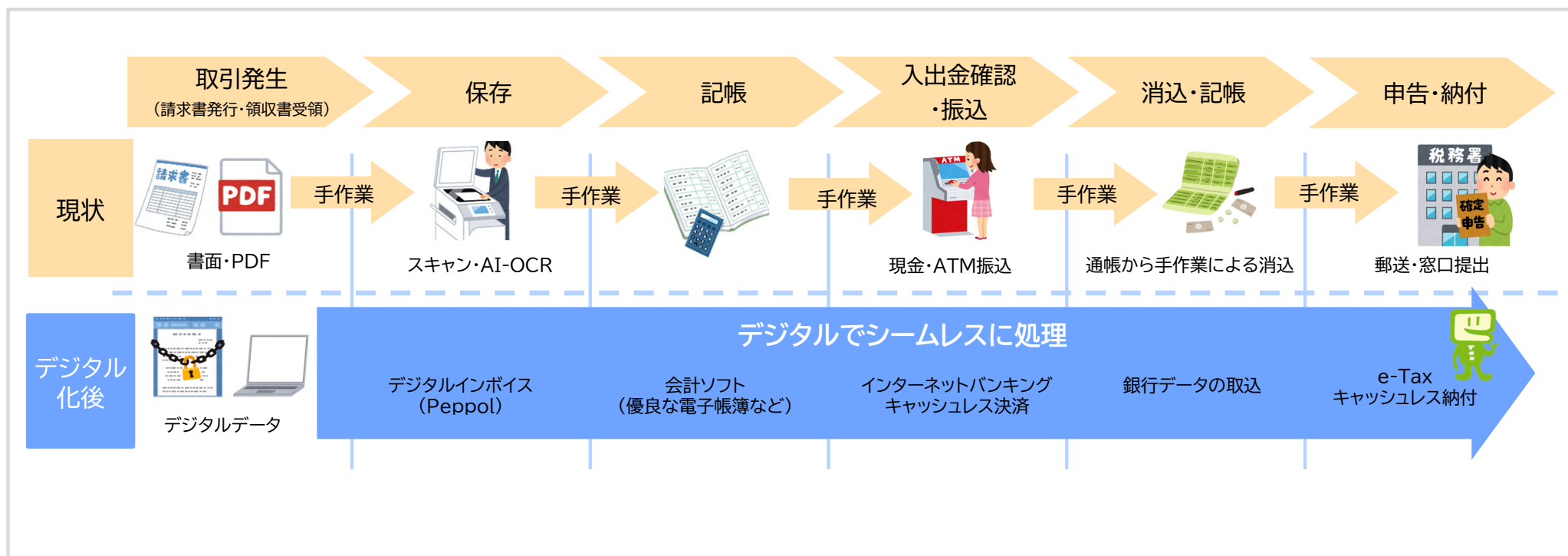
2. 個別の取組

(3) デジタルインボイス(Peppol)

デジタルインボイスの普及に関する国税庁の取組

- ◆ 国税庁では、「事業者のデジタル化促進」を重要な取組と位置づけ、「取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）」を目指すこととしており、デジタルインボイスの普及等に取り組んでいる。
- ◆ 日本のデジタルインボイスについては、グローバルな標準仕様であるPeppol（Pan European Public Procurement Online）をベースに、日本国内の標準仕様（JP PINT）をデジタル庁にて策定。Peppolユーザーは、アクセスポイントを経てPeppolのネットワークに接続することで、参加する全てのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることが可能。
- ◆ 国税庁ホームページの「事業者のデジタル化促進」特設ページに、デジタルインボイスのメリットを紹介する動画等の広報素材を掲載しているほか、SNSにより情報を発信。

■ デジタルシームレスの効果



デジタルインボイスの普及状況と課題

- ◆ すでに30社以上の会計ソフトがデジタルインボイスに対応しており、日本でも利用環境が整いつつあるが、実際の利用状況は低調。売り手買い手双方のシステム対応が必要などの課題が存在。
- ◆ デジタルインボイス普及のため、導入メリットを訴求した周知・広報を進める。

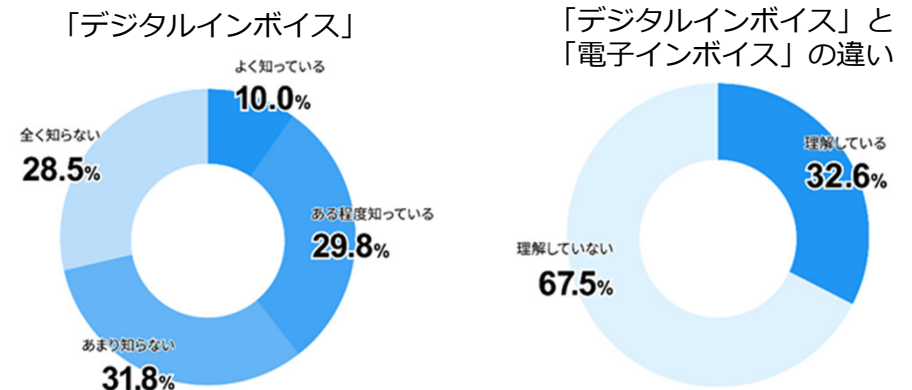
デジタルインボイス（Peppol）の普及状況

- ・ 日本のPeppol利用者は6,995社（人）（26年8月）
「Total Active End Users」

Country	Aug/26	Jul/26	Jun/26	May/26
1 Belgium	2,001,935	1,612,478	2,012,095	1,970,231
2 Norway	1,109,836	1,124,089	1,123,693	1,154,026
3 Sweden	206,085	193,930	225,905	193,682
4 France	82,833	26,003	13,878	9,986
5 Netherlands	48,806	49,801	48,559	47,508
6 Australia	29,883	55,757	55,426	54,096
7 Iceland	18,039	25,471	26,613	24,899
8 Denmark	10,307	9,084	10,814	9,331
9 Luxembourg	9,642	11,743	11,381	10,542
10 Greece	8,792	9,725	9,480	9,321
11 Japan	6,995	6,994	6,904	6,838
12 New Zealand	6,491	13,334	12,570	10,002
13 UK	5,822	12,347	12,069	11,508
14 Singapore	5,577	6,222	5,934	4,830
15 Germany	5,511	10,015	10,011	10,157
16 Italy	4,983	5,390	5,832	5,596
17 United Arab Emirates	4,665	235	31	30
18 Finland	4,399	4,258	4,436	4,378
19 Lithuania	3,702	3,694	6,959	7,035
20 Austria	1,566	1,592	376	1,529
21 Estonia	1,159	1,086	1,227	1,123
22 Malaysia	549	619	645	616
23 Poland	485	532	600	634
24 Slovenia	421	527	423	365
25 Other	2,166	2,128	2,359	2,217
	3,580,649	3,187,054	3,608,220	3,550,480

（出典：2026.9.29 Peppol Service Provider Community Meeting
資料抜粋・一部加工）

デジタルインボイスの認知度



（出典：令和8年2月19日 「デジタルインボイスに関する調査」
デジタルインボイス推進協議会（EIPA）HP資料抜粋・一部加工）

課題

【認知度】

- ・ デジタルインボイスが認知されておらず、導入検討の俎上にも上がらない

【取引先との関係】

- ・ 利用するために取引の相手方も対応が必要

【導入手順】

- ・ 具体的な導入手順やPeppol IDの取得方法などが分からない

【導入メリットの訴求】

- ・ 目に見える導入のメリットが分からない